

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
21	本事業は、内外法制度の調査研究活動により、認可・承認手続きの迅速化への提言活動により承認認可を円滑化・迅速化し、動物用医薬品の開発促進と安定供給に資するものであることから、国民生活に不可欠な物質等の安定供給の確保を目的とする事業に該当する。
01	動物用医薬品等の開発、改良には学術及び科学技術の進展が根幹となっており、本調査、研究活動は、学術及び科学技術の振興を目的とする事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(1)不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。(定款第3条、4条)動物医薬品等の開発促進と安定供給を通して広く一般社会に利益をもたらすことが可能な事業。</p> <p>(2)当該調査・研究による成果は、製造販売指針等の刊行物の中で活用され、承認許可手続きの迅速化へ寄与するとともに審査行政当局でガイドラインとして公表される。また、関係法令等調査研究事業は、国庫補助事業また民間助成を受けて実施され、その成果は事業報告書として公表されている。</p> <p>(3)法制度、認可・承認手続きを熟知した専門家、大学教授等獣医学、薬学の専門知識を有する外部有識者を委員として配置するなど専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)外部委託はしていない。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。